ACSES ニュースレター_２１３５号（2021 年７月２日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（18 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇その他の事故、事件
・消費者安全法の重大事故等に係る公表について〈消費者庁〉
・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について〈消費者庁〉
・令和２年１月から令和２年１２月までに発生した製品火災に関する調査結果〈消防庁〉
・令和３年５月の熱中症による救急搬送状況〈消防庁〉
・強制わいせつ容疑で早稲田大助教を逮捕　教え子の体触った疑い〈新聞報道〉
◇事故、事件の続報
・検査結果偽装に専用プログラム　三菱電機、組織的不正か／鉄道のブレーキ関係設備でも検査を偽装　三菱電機が公表〈新聞報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・製薬ノバルティスの無罪確定へ　データ改ざん、元社員も〈Web 報道〉
・労働基準関係法令違反に係る公表事案〈厚生労働省〉
・合宿での一気飲みで急死　大学生の遺族が同志社を提訴〈新聞報道〉
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・食品中の放射性物質の検査結果について（１２４２報）〈厚生労働省〉
・食品中の放射性物質の調査結果（令和２年９～10 月調査分）～放射線量は基準値の設定根拠である年間線量１ミリシーベルトの 0.1%程度～〈厚生労働省〉
[原子力施設全般]
・廃炉廃棄物の処分基準案を了承　規制委、核ごみでも検討へ〈Web 報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
[3] 健康安全
◇高プロ適用で長時間労働に　過労死ライン超の恐れ〈Web 報道〉
◇「自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの推進に向けた検討会」の報告書を取りまとめました―自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの推進に向けた産学官等連携の在り方等を初めて整理―〈厚生労働省〉
◇ヤフーのアプリを活用した熱中症警戒アラートの情報配信について〈環境省〉
[4] 農薬
◇農薬「ベンタゾン」、「フェナリモル」、「MCPA」、「ホラムスルフロン」に係る食品健康影響評価を公表しました〈内閣府食品安全委員会〉
◇「農薬及び動物用医薬品 40 品目の食品中の残留基準の設定」に係る食品健康影響評価を公表しました〈内閣府食品安全委員会〉
◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。〈農林水産消費安全技術センター〉
[5] 食品安全衛生関係
◇食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和 3 年 6 月 25 日生食発 0625 第 1 号）〈厚生労働省〉

菩提樹（ボダイジュ、しなのき）

◇食品安全情報（化学物質） No.13（2021)を掲載しました。〈国立医薬品食品衛生研究所〉
[6] 廃棄物関係
◇家電リサイクル法に基づく立入検査の実施状況について（令和２年度分）〈環境省・経済産業省〉
◇レジ袋有料化１年 辞退率７割以上 導入前の３倍程度に増加〈放送報道〉
◇次はプラ製スプーン有料化？ 霞が関のセブンで実証実験〈新聞報道〉
[7] 温暖化対策関係
◇温室効果ガス収支をマルチスケールで監視するための環境研究総合推進費プロジェクトの開始について（お知らせ）〈国立環境研究所〉
[8] 環境安全関係
◇「太陽電池発電所に係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン」の公表について〈環境省〉
◇（仮称）ウィンドファーム野辺地に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について〈環境省〉
[9] 調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］ ２件 ［公募結果、意見募集結果］ ２件 ［調査結果］ １件
[10] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］ ６件 ［開催記録、報告、資料等］ １件
[11] その他 ２件
[付録]
◇新たな“もうけ話トラブル”に注意－オンラインサロンで稼ぐ！？－〈国民生活センター〉

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇その他の事故、事件

・消費者安全法の重大事故等に係る公表について
＜消費者庁 2021年7月1日＞ https://www.caa.go.jp/notice/entry/024810/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_210701_01.pdf
生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案：86 件
うち重大事故等として通知された事案：37 件

・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について
＜消費者庁 2021年7月1日＞ https://www.caa.go.jp/notice/entry/024809/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_210701_02.pdf
1.事故情報(食中毒情報を除く。):6件、2.リコール・自主回収情報:37件、3.食中毒情報：6件

・令和２年１月から令和２年１２月までに発生した製品火災に関する調査結果
＜消防庁 2021年7月1日＞ https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/210701_yobou_1.pdf
消防庁では、火災を起こす危険な製品の流通を防止し、消費者の安心・安全を確保するこ とを目的として、令和２年１月から令和２年１２月までに自動車等､電気用品及び燃焼機器 に係る製品の不具合により発生したと消防機関により判断された火災（以下「製品火災」と いいます。）について、発生件数や製品情報等を取りまとめました。
◎製品火災件数（別添参照）

１３７件【内訳 自動車等２０件、電気用品９７件、燃焼機器２０件】
※ 対象製品は、自動車等、電気用品及び燃焼機器
※ 使用者の使用方法の不良及び自然災害に起因する火災は、本調査で集計する製品火災には含まれません。
※ 令和２年１月から令和２年１２月までに発生した製品火災で、消防機関が調査中のものが５６件あり、上記件数
には調査中のものは含まれません。
◎ 令和２年１月から令和２年１２月までに発生した製品火災のうち、件数が２以上あった製品は以下のとおりです。
（製造事業者等名 50 音順）

製造事業者等	製品名	型式	件数
株式会社ワーク	凍結防止ヒーター	WA-B1	6
株式会社スイデン	掃除機	SAV-110R	3
株式会社iHR（販売事業者）	扇風機	F20　ZDF/F20	2
アイリスオーヤマ株式会社	セラミックヒーター	PCH-JS12-W　PCH-JS12	2

◎ 上記の社告（リコール）情報については、消費者庁リコール情報サイトより閲覧できます。
【リコール情報サイトホームページ】https://www.recall.caa.go.jp/
◎ 令和２年１月から令和２年１２月までに発生した燃焼機器の火災２０件のうち、１１件がガストーチバーナーによるものでした。
◎ 令和２年１月から令和２年１２月までに発生した製品火災について、死者が発生しているものはありませんでした。
消防庁では、本結果を広く国民に周知し、また、各都道府県等に通知するとともに、関係省庁と連携して製品火災の再発防止のために活用することとしております。

・令和３年５月の熱中症による救急搬送状況
＜消防庁　2021 年 6 月 30 日＞　https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/2100630_kyuuki_1.pdf
熱中症による救急搬送人員について、令和３年５月の確定値を取りまとめましたので、その概要を公表します。
概要
○ 令和３年５月の全国における熱中症による救急搬送人員は 1,626 人でした。
○ 全国の熱中症による救急搬送状況の年齢区分別、初診時における傷病程度別等の内訳は次のとおりです。
□ 救急搬送人員の年齢区分別では、高齢者が最も多く、次いで成人、少年、乳幼児の順となっています。
□ 搬送された医療機関での初診時における傷病程度別にみると、軽症が最も多く、次いで中等症、重症の順となっています。
□ 発生場所別の救急搬送人員をみると、住居が最も多く、次いで道路、公衆（屋外）、教育機関の順となっています。
□ 都道府県別人口 10 万人当たりの救急搬送人員は、沖縄県が最も多く、次いで宮崎県、徳島県、佐賀県、熊本県の順となっています。
○ 熱中症は正しい知識を身につけることで、適切に予防することが可能です。また、「新しい生活様式」における熱中症予防行動として、こまめな換気や適宜マスクをはずすことなどを心がけてください。
○ 消防庁では、熱中症予防啓発のコンテンツとして、「予防啓発動画」「予防啓発ポスター」「予防啓発イラスト」「予防広報メッセージ」「熱中症対策リーフレット」「予防啓発取組事例集」を消防庁ホームページ熱中症情報サイトに掲載しています。
全国の消防機関をはじめ、熱中症予防を啓発する関係機関にも御活用いただけるよう、以下の消防庁ホームページに掲載していますので、是非御活用ください。
（https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/post3.html#heatstroke04）

・強制わいせつ容疑で早稲田大助教を逮捕　教え子の体触った疑い
＜毎日新聞　2021 年 7 月 1 日＞　https://mainichi.jp/articles/20210701/k00/00m/040/073000c
---

◇*事故、事件の続報*

・検査結果偽装に専用プログラム　三菱電機、組織的不正か
＜朝日新聞　2021 年 7 月 1 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP6Z73XYP6ZUTIL01N.html
　三菱電機が鉄道車両用の空調設備の性能検査で偽装していた問題で、検査が適正と装うために、架空データを自動で作成する「専用プログラム」が使われていたことがわかった。検査結果を記す成績書の記載内容に違和感が出ないよう、自然な数値を導き出すために使われていたとみられる。偽装が組織的に行われていた疑いが強まった。　検査の偽装があったのは、空調設備を製造する同社の長崎製作所（長崎県時津町）。6 月 14 日に社内で発覚した。冷暖房の性能▽消費電力▽防水▽寸法や耐電圧性能などの検査で、1985 年ごろから偽装が続いていた。複数の関係者によると、専用プログラムは複数の検査項目で使われていた。必要な検査を適正に行っていないのに、専用プログラムを使って適正に実施したかのような架空データをつくり、成績書に記入していた。適正な検査で実測したかのように見える自然なデータを導き出すための設定だったとみられる。検査そのものを行っていないのに、実施したように装ったケースもあった。

・検査不正、JR・私鉄に影響拡大　三菱電機の対象空調機器を導入
＜共同通信　2021 年 6 月 30 日＞　https://nordot.app/782907220470317056?c=39546741839462401
　三菱電機の鉄道車両向け空調機器の検査不正で、JR や私鉄の各社が不正の対象製品を導入していることが 30 日に相次ぎ判明し、影響が広がった。三菱電機は鉄道会社への説明を進めるとともに、製造した長崎製作所（長崎県時津町）の幹部らに対する聞き取りなどの調査を加速。不正の原因や、問題を長年把握できなかった背景の究明が焦点となる。
　JR 東日本は新幹線や在来線に計約 9800 台を導入しており、大半が不正対象の可能性があるとした。三菱電機から 6 月 25 日に報告され、28 日に「安全性に問題はない」と伝えられたという。
　東武鉄道や JR 西日本、JR 東海、JR 九州に納入された。

・鉄道のブレーキ関係設備でも検査を偽装　三菱電機が公表
＜朝日新聞　2021 年 6 月 30 日＞
https://www.asahi.com/articles/ASP6Z77L3P6ZUTIL04N.html?iref=comtop_ThemeRightS_02
　三菱電機は 30 日夜、空調設備の「不適切検査」について正式に発表し、同社製造の「空気圧縮設備」でも検査偽装があったことを明らかにした。鉄道車両のブレーキの作動やドアの開閉に使われる設備という。
　1985～2020 年の空調設備の出荷は約 8 万 4600 台で、うち海外分は約 1 万 5800 台。検査が不適切だった台数は「調査中」とした。同社は「安全、機能、性能には問題がないことを確認し、本件に起因する事故は確認されていない」としている。外部の弁護士を交えた調査委員会を設けて調べる。

◇*事故・事件対策、措置、訴訟等*

・製薬ノバルティスの無罪確定へ　データ改ざん、元社員も
＜共同通信　2021 年 6 月 29 日＞　https://nordot.app/782564427479908352?c=39546741839462401
　製薬大手ノバルティスファーマの降圧剤「ディオバン」の臨床研究を巡り、論文データを改ざんしたとして、薬事法（現医薬品医療機器法）違反（誇大広告）の罪に問われた元社員白橋伸雄被告（70）と法人としてのノバルティスについて、最高裁第 1 小法廷（山口厚裁判長）は検察側の上告を棄却する決定をした。5 人全員一致の結論で 28 日付。無罪判決が確定する。
　一審東京地裁は、検察側の主張通り、元社員がデータを改ざんし、それを基にした論文を医学誌に掲載させたと認定。一方で、顧客の購入意欲を誘う行為ではなく、規制対象の「広告」には当たらないとして無罪とした。二審東京高裁も支持した。

・ディオバン事件
＜時事通信　2021 年 6 月 29 日＞　https://sp.m.jiji.com/article/show/2585596

ディオバン事件　製薬大手ノバルティスファーマの高血圧治療薬「ディオバン」の効果を確かめる臨床研究で、基となったデータの改ざんが見つかった事件。研究は東京慈恵会医科大や京都府立医科大など５大学で実施され、２００７年以降、効果が他の薬より優れているとする論文が相次いで発表されたが、１３年にデータ改ざんが発覚。厚生労働省が同社を刑事告発し、東京地検特捜部は１４年、薬事法違反容疑で元社員白橋伸雄被告を逮捕した。白橋被告と共に、同法の両罰規定に基づき法人としての同社も起訴された。

・労働基準関係法令違反に係る公表事案

＜厚生労働省　2021 年 6 月 30 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2jout2A6YmUUE4BY

長時間労働削減に向けた取組

我が国においては依然として長時間労働が問題となっており、長時間労働の削減は喫緊の課題です。これに取り組むため、「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけや、長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導の徹底等を行っています。

長時間労働削減推進本部

「日本再興戦略」改訂 2015（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）[PDF 形式：1966KB] 別ウィンドウで開くにおいて、引き続き「働き過ぎ防止のための取組強化」が盛り込まれたほか、平成 26 年 11 月に施行された「過労死等防止対策推進法」に基づき、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（平成 27 年 7 月 24 日閣議決定）が定められるなど、長時間労働対策の強化は喫緊の課題となっています。こうした状況の中、大臣を本部長とする「長時間労働削減推進本部」を設置し、長時間労働対策について、省を挙げて取り組んでおります。

また、各都道府県労働局には労働局長を本部長とする「働き方改革推進本部」を設置し、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等の「働き方改革」について、労使団体への協力要請や情報発信等を行っております。

長時間労働削減推進本部

「過労死等ゼロ」緊急対策

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン（平成 29 年 1 月 20 日策定）

リーフレット『労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン』

違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長等による指導の実施及び企業名の公表について

長時間労働削減推進本部概要資料

労使団体への要請

労働基準関係法令違反に係る公表事案 6 月 30 日

参考：公表事案のホームページ掲載の基準

関連施策紹介

過重労働対策の一層の強化

過重労働解消キャンペーン　（特設サイトはこちら）

若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組

裁量労働制の不適正な運用が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長による指導の実施及び企業名の公表について

・合宿での一気飲みで急死　大学生の遺族が同志社を提訴

＜朝日新聞　2021 年 7 月 1 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP712TJGP6ZPLZB00F.html

同志社大舞踏サークルの合宿で 2016 年、男子学生（当時 19）が飲み会後に急性アルコール中毒で死亡したのは、学校側の飲酒事故防止策が不十分で安全配慮義務を怠ったからだとして、学生の母親が大学を運営する学校法人同志社に対し、1 千万円の損害賠償を求める訴えを京都地裁に起こした。6 月 30 日の第 1 回口頭弁論で、大学側は争う姿勢を示した。

訴状によると、男子学生は 16 年 2 月、兵庫県豊岡市であったサークルの合宿の飲み会で、焼酎を一気飲みするなどして意識を失い、翌朝、急性アルコール中毒で死亡が確認された。

遺族は、サークル内に上級生が下級生に一気飲みを強要する「伝統」があったと主張。大学も飲酒事故防止に

ついての指導が不十分だったと訴えている。母親は意見陳述で「二度とこんなことが起こらないよう全ての大学にアルコールハラスメント問題に取り組んでもらいたい」と訴えた。

大学側は「学生らは大学に対して合宿届をだしておらず、開催自体を認識する方法はなかった」などとする答弁書を提出した。

□*大災害、原発事故対策*

[福島原発事故]

・食品中の放射性物質の検査結果について（１２４２報）（東京電力福島原子力発電所事故関連）

＜厚生労働省　2021 年 6 月 30 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=2yCg8pXIocHcGAlJY

１　自治体の検査結果

小樽市、山形県、栃木県、宇都宮市、東京都、文京区、神奈川県、横浜市、長野県、京都府、大阪市、奈良県、香川県

※ 基準値超過　なし

２　緊急時モニタリング又は福島県の検査結果

※ 基準値超過　４件

No. 15　茨城県産　コシアブラ　(Cs：190 Bq/kg)
No. 16　宮城県産　コシアブラ　(Cs：170 Bq/kg)
No. 17　山形県産　コシアブラ　(Cs：240 Bq/kg)
No. 18　群馬県産　コシアブラ　(Cs：230 Bq/kg)

３　国立医薬品食品衛生研究所における検査

※　基準値超過　なし

・食品中の放射性物質の調査結果（令和２年９～10 月調査分）

～放射線量は基準値の設定根拠である年間線量１ミリシーベルトの 0.1%程度～

＜厚生労働省　2021 年 6 月 30 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=M8hIGn0gSSk08OOhY

厚生労働省は、国立医薬品食品衛生研究所に委託して、令和２年９月から 10 月に、全国 15 地域で、実際に流通する食品を購入し、食品中の放射性セシウムから受ける年間放射線量を推定しました。

調査の結果、食品中の放射性セシウムから、人が１年間に受ける放射線量は、0.0005～0.0010 ミリシーベルト／年と推定され、これは現行基準値の設定根拠である年間上限線量１ミリシーベルト／年の 0.1%程度であり、極めて小さいことが確かめられました。

なお、放射性セシウム（Cs-134 と Cs-137 の合計）濃度が 0.5Bq/kg 以上となった試料については、放射性ストロンチウム（Sr-90）及びプルトニウム（Pu-238、Pu-239＋240）も調査することとしています。

今回、調査対象となる放射性セシウム濃度が 0.5Bq/kg 以上の試料はありませんでした。

厚生労働省では、今後も継続的に同様の調査を行い、食品の安全性の検証に努めていきます。

参考：　東京電力福島第一原発の事故に由来して、食品中の放射性物質から長期的に受ける線量の大半は、放射性セシウムによるものとされています。

資料

（別添１）　食品中の放射性セシウムから受ける放射線量の調査結果　（令和２年９～10 月調査分）
https://www.mhlw.go.jp/content/11134000/000795580.pdf

（別添２）　食品中の放射性物質の調査結果　～令和２年９～10 月に採取した試料の放射性ストロンチウム及びプルトニウム濃度～
https://www.mhlw.go.jp/content/11134000/000795581.pdf

[原子力施設全般]

・廃炉廃棄物の処分基準案を了承　規制委、核ごみでも検討へ

＜共同通信　2021 年 6 月 30 日＞　https://nordot.app/782911814047023104?c=39546741839462401

原子力規制委員会は30日の定例会合で、原発の廃炉で出る低レベル放射性廃棄物のうち、放射性物質の濃度が最も高いクラスの最終処分に関する規制基準案を了承した。地下70メートルより深い場所に埋設するなどとしている。今後、一般からの意見公募を経て正式決定する。

廃炉で出る低レベル廃棄物は、濃度が高い順に「L1」「L2」「L3」と区分され、今回の対象は制御棒などの炉心周辺設備を含む「L1」。東京電力福島第1原発を除く国内の全原発の解体で、計8千トンが発生すると見込まれている。

これまで「L1」に関する基準はなく、事業者による処分場選定は行われていない。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2021年7月1日　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U6guYceYJBbX2MDBY
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和３年７月１日版）
＜厚生労働省　2021年7月1日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=bZYQX_mmGijp5vL_Y
・「都道府県別の懸念される変異株の国内事例数(ゲノム解析)」を掲載しました
＜厚生労働省　2021年6月30日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=2yCg8pXIocHcGDVJY

[対策・予防]

◇試験施設等に関する安衛法ＧＬＰ適合確認要領の一部改正について（令和2年5月20日基発0520第15号）
＜厚生労働省　2021年6月21日＞　https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T210621K0030.pdf
別添１　→ https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T210621K0031.pdf
別添２　→ https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T210621K0032.pdf
---

◇省庁発表

・検査証明書の提示について掲載しました。
＜厚生労働省　2021年6月30日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html
https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2jvkWQwKtaVk4oBY
・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）ページを更新しました
＜厚生労働省　2021年7月1日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=b5QSXfukGCrr5Oz9Y
・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2021年を更新しました
＜厚生労働省　2021年7月1日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=6xCW2X8gnK5vYGl5Y
・第41回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和3年6月30日）の資料を掲載しました。
＜厚生労働省　2021年6月30日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-hvEeSwqlYVEwuBY

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・アレルギーは５０代以下中心　ワクチンで厚労省まとめ
＜共同通信　2021年6月29日＞　https://www.47news.jp/news/6459632.html

新型コロナウイルスワクチン接種が医療従事者に続き高齢者でも進んだ結果、副反応として最も警戒されてきた「アナフィラキシー」と呼ばれる重いアレルギーの頻度が米ファイザー製についてほぼ明らかになり、５０代以下が中心と分かった。

厚生労働省が６月９日に示した集計によると、２月から５月３０日までの約１３００万回の接種後、国際基準を満たすアナフィラキシーは１６９件発生。１００万回当たり１３件と、まれだった。

９割以上が女性で、年齢層別では４０代が５８件と最も多く、３０代の４６件、５０代３６件と続く。６５歳以上は１件で高齢者は少ない。症状が出た人は現場で応急処置が行われ、多くが軽快している。

企業や大学での接種が本格化すると若い世代の割合が増えるため、接種後１５分は様子を見る対策が一層重要になると専門家は指摘している。

５月下旬から使われ始めた米モデルナのワクチンは同月末時点ではアナフィラキシーの報告はない。ただ接種回数がまだ少ないため、同省は今後の動向を注視する。

・ファイザー製とモデルナ製どう違う？年齢や接種間隔に差

＜朝日新聞　2021 年 6 月 30 日＞

https://www.asahi.com/articles/ASP6Y6V00P6YULBJ007.html?iref=comtop_ThemeLeftS_03

いま国内で使われているワクチンは、米ファイザー製と米モデルナ製だ。いずれもほぼ同等のレベルで高い有効性が報告され、安全面でも大きな問題は指摘されていない。どんな違いがあるのか。

ともに新型コロナウイルスの遺伝情報の一部を使う「m（メッセンジャー）RNA ワクチン」と呼ばれるタイプで、主な違いは対象年齢と接種間隔だ。

対象年齢はファイザー製は 12 歳以上、モデルナ製は 18 歳以上だ。このため、12〜17 歳の人が接種できるのは、現状ではファイザー製のみとなる。

接種間隔はファイザー製は 3 週間、モデルナ製は 4 週間だ。大規模治験では、発症予防効果について、ファイザー製は 2 回目の接種から 1 週間目以降、モデルナ製は同 2 週間目以降で評価し、いずれも 95%ほどの効果が確認された。効果の持続期間は明らかではないが、2 回目の接種後の観察期間を半年まで延ばしても 90%ほどの効果だった。

二つのワクチンの効果を大きく下げてしまうような変異株は、いまのところ見つかっていない。

接種後の副反応としては、い…

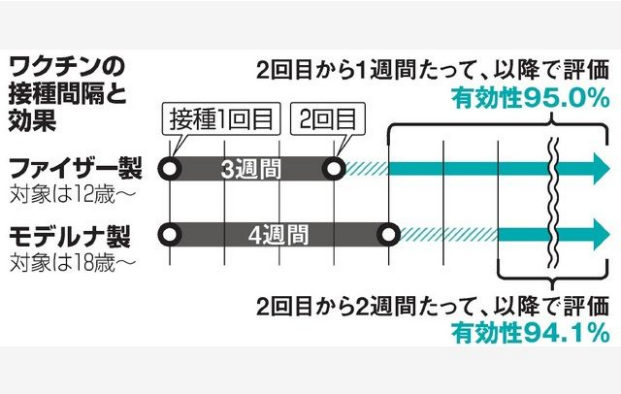

・ワクチン「接種したくない」１１・３％…女性の抵抗感強く、若い世代ほど割合高い

＜読売新聞　2021 年 6 月 30 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/medical/20210630-OYT1T50154/

新型コロナウイルスのワクチンを「接種したくない」と考える人が１１・３％いることが国立精神・神経医療研究センター（東京）などの調査でわかった。若い世代ほどその割合が高く、男性より女性のほうが抵抗感が強い傾向が見られた。

調査は２月、全国の１５〜７９歳の男女２万６０００人を対象にインターネットで実施した。

「接種したくない」人は、１５〜３９歳の若年層では女性が１５・６％、男性１４・２％だった。４０〜６４歳では女性１３・２％、男性１０・６％と年代が上がるにつれてその割合は減り、６５〜７９歳では女性７・７％、男性４・８％となった。最も高い１５〜３９歳女性と、最も低い６５〜７９歳男性を比べると、３倍以上の開きがあった。

接種を嫌がる理由としては、「副反応が心配」が７３・９％と最も多く、「あまり効果があると思わない」１９・４％、「ワクチンを打ちに行く時間がない」８・８％が続いた。

同センタートランスレーショナル・メディカルセンターの大久保亮室長は「特に接種を嫌がる人たちに向けて、有効性と副反応の正確な情報が伝わる工夫が必要だ」と指摘している。

・職域・大規模接種　新規中止　政府、急ブレーキ　見通し甘く

＜毎日新聞　2021 年 6 月 30 日＞　https://mainichi.jp/articles/20210630/k00/00m/040/406000c

・10 月にワクチン配送完了　行革相、政府目標を堅持
＜共同通信　2021 年 6 月 29 日＞　https://nordot.app/782459583856312320?c=39546741839462401

・ワクチン「接種したくない」11％ 若い世代多く 全国大規模調査
＜NHK　2021 年 7 月 2 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210702/k10013114401000.html

・接種率 40％超の「ワクチン先進国」でも次々と感染再拡大 気になる要因とは？
＜NEWS ポストセブン　2021 年 7 月 1 日＞
https://www.news-postseven.com/archives/20210701_1672040.html?DETAIL

・ワクチンパスポート、世界からあきれられる日本
デジタル化進む欧州との違いはなぜ？
＜共同通信　2021 年 6 月 30 日＞　https://nordot.app/782487211285381120

・世界の接種拡大、累計 30 億回に　ペース加速、中米印で 6 割
＜共同通信　2021 年 6 月 29 日＞　https://nordot.app/782588434324307968?c=39546741839462401

・英 9 月から 3 回目のワクチン接種 高齢者や医療従事者など対象に
＜NHK　2021 年 7 月 1 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210701/k10013113041000.html
---

◇<u>大学等関係</u>
・関大がワクチン 2510 回分廃棄へ　職域接種の大学で初
＜朝日新聞　2021 年 6 月 30 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP6Z6563P6ZPTIL017.html
　関西大学は 30 日、新型コロナウイルスの米モデルナ製ワクチン 2510 回分が使えなくなったと発表した。保管する医療用冷蔵庫に不具合があったため。ワクチンは余裕をもって国に申請しているため、学内で予定する接種に問題はないという。
　関大によると冷蔵庫は新品で、25 日に千里山キャンパス（大阪府吹田市）に 2 台が届き、庫内温度は 4 度に設定された。うち 1 台に 26 日にワクチンを入れたが、27 日朝になって、8 度を超えていることがわかった。温度の記録を確認すると、8～25 度では 12 時間以内というワクチン保存の基準を外れていたため、廃棄を決めた。
　冷蔵庫のメーカーの日本フリーザーによると、冷蔵庫が冷え過ぎた場合に冷却機能を制限する装置が故障し、誤って温度が上がったとみられるという。同型の冷蔵庫は、関大のものを含めて 16 台が出荷されており、同様の不具合がないか調査する方針。
　文部科学省によると、職域接種が進む大学でワクチンを廃棄しなければならなくなった例は初めて。関大は 21 日から職域接種を始めており、28 日までに約 720 人が接種を受けた。関大の調査によると、学生・教職員ら約 3 万 5 千人のうち、約 1 万 9 千人が接種希望と答えている。
****
[3] ***<u>健康安全</u>***
◇<u>高プロ適用で長時間労働に　過労死ライン超の恐れ</u>
＜共同通信　2021 年 6 月 30 日＞　https://nordot.app/782913792104972288?c=39546741839462401
　高収入の一部専門職を労働時間規制から外す「高度プロフェッショナル制度（高プロ）」を 3 月末時点で導入していた 17 事業所のうち 6 事業所で、在社時間と社外で働いた時間を合計した「健康管理時間」が月 300 時間以上の長時間労働になった適用者がいたことが 30 日、厚生労働省の集計で分かった。2019 年の導入後、厚労省が高プロ適用者の働く時間の集計を公表するのは初めて。
　健康管理時間には休憩時間も含まれるため単純比較はできないが、一般労働者が月 300 時間働くと、残業が月

100 時間とされる「過労死ライン」を上回る。労働組合などは高プロが過重労働につながると指摘している。

◇「自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの推進に向けた検討会」の報告書を取りまとめました
―自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの推進に向けた産学官等連携の在り方等を初めて整理―
＜厚生労働省　2021 年 6 月 30 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=9wyM3rnkje3wNCRlY

この度、「自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの推進に向けた検討会」（座長：武見ゆかり 女子栄養大学大学院研究科長）の報告書を取りまとめましたので、公表します。

本検討会は、持続可能な開発目標(SDGs)の達成にも資するものとして、自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの推進に向けた産学官等連携の在り方を検討するため、2021（令和３）年２月から全４回にわたり議論を行いました。

【主なポイント】

１　食環境づくりの方向性

・ 全世代や生涯の長きにわたり関係し得る重要な栄養課題として、「食塩の過剰摂取」に優先的に取り組みつつ、「若年女性のやせ」や「経済格差に伴う栄養格差」にも取り組む。併せて、「栄養・食生活」と「環境」の相互作用性を踏まえ、事業者が行う環境保全に資する取組にも焦点を当てる。

・ 健康関心度等の程度にかかわらず、誰もが自然に健康になれるよう、事業者による栄養面・環境面に配慮した食品（商品）（※）の開発、販促、広報活動等を、産学官等が連携して推進する。

※　当面の対象食品は、内食（家庭内調理）及び中食（持ち帰り弁当・惣菜等）。

２　主な取組の内容

・ 厚生労働省は、本年夏頃を目途に、関係省庁の協力を得て、産学官等連携の下、健康的で持続可能な食環境づくりを本格始動するための組織体を立ち上げる。以後、「環境・社会・企業統治（ESG）」評価の向上に資する視点を加味した、専用ウェブサイトを用意する。

・ 参画事業者は、栄養面・環境面に関する具体的な行動目標・評価指標を設定し、本組織体に登録の上、毎年、進捗を評価する。これらの内容は、本組織体での確認を経て、上記専用ウェブサイトに公表。事業者インセンティブとして、事業者の ESG 評価の向上、事業機会の拡大等が期待される。

産学官等連携によるこうした取組により、食環境づくりが効果的に進み、国民の健康寿命の延伸を通じて、活力ある持続可能な社会が構築されていくことが期待される。

報告書の全文は、以下の URL を参照ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/newpage_19522.html

◇ヤフーのアプリを活用した熱中症警戒アラートの情報配信について
＜環境省　2021 年 7 月 1 日＞　https://www.env.go.jp/press/109757.html
****

[4] ***農薬***

◇農薬「ベンタゾン」に係る食品健康影響評価を公表しました
＜内閣府食品安全委員会　2021 年 6 月 22 日＞

〇食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号に基づく、農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての評価
→ http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20190905058

〇食品安全基本法第 24 第 2 項に基づく、農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての評価
→ http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20100323355

〇食品安全基本法第 24 第 2 項に基づく、飼料の成分規格として、農薬の飼料中の残留基準を設定するに当たっての評価
→ http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya0100622449d
---

◇農薬「フェナリモル」に係る食品健康影響評価を公表しました
＜内閣府食品安全委員会　2021 年 6 月 22 日＞
http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20110613082

◇農薬「MCPA」に係る食品健康影響評価を公表しました
＜内閣府食品安全委員会　2021 年 6 月 22 日＞
http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20201111137

◇農薬「ホラムスルフロン」に係る食品健康影響評価を公表しました
＜内閣府食品安全委員会　2021 年 6 月 22 日＞
http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20201214154

◇「農薬及び動物用医薬品 40 品目の食品中の残留基準の設定」に係る食品健康影響評価を公表しました
＜内閣府食品安全委員会　2021 年 6 月 22 日＞
http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20210616139

◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。
＜農林水産消費安全技術センター(FAMIC)　2021 年 6 月 29 日＞　http://www.acis.famic.go.jp/ddownload/
****

[5] ***食品安全衛生関係***

◇食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和 3 年 6 月 25 日生食発 0625 第 1 号）
＜厚生労働省　2021 年 6 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T210625I0010.pdf

生食発 0625 第１号
令和３年６月 25 日

都 道 府 県 知 事
各 保健所設置市長　殿
特 別 区 長

厚生労働省大臣官房
生活衛生・食品安全審議官

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和３年厚生労働省告示第 255 号）が本日告示され、これにより食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「規格基準告示」という。）の一部が改正されました。改正の概要等については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らい願います。

記

第１ 改正の概要

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 13 条第１項の規定に基づき、規格基準告示に規定する動物用医薬品ジクロロイソシアヌル酸、農薬シフルメトフェン、農薬チアジニル及び農薬チエンカルバゾンメチルについて、食品中の残留基準値を設定又は改正したこと（別紙参照）。

第２ 適用期日

１ 規格基準告示の改正に伴う残留基準値の適用について

告示の日から適用すること。ただし、下表に掲げる食品の残留基準値は、告示の日から起算して１年を経過した日から適用すること。

＜告示の日から起算して１年を経過した日から適用する食品の残留基準値＞

農薬等	食品
シフルメトフェン	すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、みかん、みかん（外果皮を含む。）、もも及びもも（果皮及び種子を含む。）
チアジニル	米（玄米をいう。）

第３ 運用上の注意

１ 残留基準値関係

⑴ 残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用されること。

⑵ 「イソシアヌル酸」について、名称を「ジクロロイソシアヌル酸」に変更の上、残留基準値を設定すること。また、今回残留基準値を設定するジクロロイソシアヌル酸とは、イソシアヌル酸のみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

⑶ 今回残留基準値を設定するシフルメトフェンとは、農産物にあってはシフルメトフェンのみとし、畜産物にあってはシフルメトフェン及び代謝物 B-1【α，α，α-トリフルオロ-o-トルイル酸】をシフルメトフェンに換算したものの和とすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

⑷ 今回残留基準値を設定するチアジニルとは、農産物にあってはチアジニル、代謝物 D【4-メチル-1,2,3-チアジアゾール-5-カルボン酸】をチアジニルに換算したもの及び代謝物 E【4-ヒドロキシメチル-1,2,3-チアジアゾール-5-カルボン酸】をチアジニルに換算したものの和とし、畜産物にあってはチアジニル及び代謝物 C【2-クロロ-4-(4-メチル-1,2,3-チアジアゾール-5-イルカルボニルアミノ)安息香酸】をチアジニルに換算したものの和とし、魚介類にあってはチアジニルのみとすること。なお、改正前の残留の規制対象は、農産物にあってはチアジニル並びに 4-メチル-1,2,3-チアジアゾール-5-カルボン酸及び 4-ヒドロキシメチル-1,2,3-チアジアゾール-5-カルボン酸をチアジニル含量に換算したものの和であること。

⑸ 今回残留基準値を設定するチエンカルバゾンメチルとは、チエンカルバゾンメチルのみとすること。

２ その他

食品衛生法に基づく残留基準値の設定に併せ、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づく農薬チエンカルバゾンメチルに係る新規農薬登録及び農薬シフルメトフェンに係る適用拡大のための変更登録が、今後農林水産省にお農薬等 食品シフルメトフェンすいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、みかん、みかん（外果皮を含む。）、もも及びもも（果皮及び種子を含む。）チアジニル 米（玄米をいう。）いて行われる予定であること。

◇食品安全情報（化学物質） No.13（2021）を掲載しました。

＜国立医薬品食品衛生研究所(NIHS) 2021 年 6 月 23 日＞

http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2021/foodinfo202113c.pdf

〇別添 → http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2021/foodinfo202113ca.pdf

食品の安全性に関する国際機関や各国公的機関等の最新情報が紹介されている。

****

[6] ***廃棄物関係***

◇家電リサイクル法に基づく立入検査の実施状況について（令和２年度分）

＜環境省 2021 年 7 月 1 日＞ https://www.env.go.jp/press/109729.html

＜経済産業省 2021 年 7 月 1 日＞

https://www.meti.go.jp/press/2021/07/20210701004/20210701004.html?from=mj

令和２年度における特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）第 53 条に基づく小売業者への立入検査の実施状況を取りまとめましたので、公表いたします。

環境省と経済産業省では、令和２年度に小売業者に対する立入検査を 230 件実施しました。そのうち、151 件の立入検査で、延べ 387 件の指導等を行いました。

特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号。以下「家電リサイクル法」といいます。）は、家庭用のエアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の４品目（いわゆる「家電４品目」）が対象機器であり、家電４品目の小売業者に対して、排出者からの廃家電４品目の引取り及び引き取った廃家電４品目の製造業者等（指定引取場所）への引渡しなどを義務付けています。

環境省と経済産業省では、廃家電４品目の適切なリサイクル等を確保するため、小売業者による家電リサイクル法の遵守状況を把握し、その結果を踏まえて必要な指導等を行うため、家電リサイクル法第 53 条に基づく立入検査を実施しています。

令和２年度は、小売業者に対する立入検査を 230 件実施しました。そのうち、151 件の立入検査で、延べ 387 件の指導等を行いました。なお、令和２年度の実施件数は、令和元年度の立入検査の実施件数（469 件）と比較して減少しました。これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、緊急事態宣言等の状況を踏まえ、一部の立入検査を差し控えたためです。

環境省及び経済産業省においては、今後も立入検査等を実施すること等により、引き続き、家電リサイクル法の適正な施行に努めてまいります。

令和２年度立入検査件数（事業者ベース）

立入検査件数	230 件
うち指導等を行った件数	151 件
うち指導等なし件数	79 件

令和２年度立入検査における指導等件数（件数ベース）

指導等事項	指導等件数
家電リサイクル券の記入等について	139 件
家電リサイクル券の交付について	50 件
収集・運搬料金の公表・請求等について	39 件
廃家電４品目の製造業者等への引渡しについて	38 件
廃家電４品目の保管について	29 件
家電リサイクル券の保存について	22 件
収集・運搬の適切な委託について	20 件
リサイクル料金の応答・請求等について	13 件
引取義務のある廃家電４品目の引取りについて	2 件

その他	35 件
計	387 件

※　同一事業者に対して、同一の指導等事項に該当する指導を複数件行う場合等があります。このため、指導等件数は立入検査件数に比べ多くなっています。

◇レジ袋有料化１年 辞退率７割以上 導入前の３倍程度に増加

＜NHK　2021 年６月 30 日＞

https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210630/k10013110471000.html?utm_int=all_side_ranking-social_004

◇次はプラ製スプーン有料化？　霞が関のセブンで実証実験

＜朝日新聞　2021 年７月１日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP6R4VXSP6QPLBJ007.html

****

[7] ***温暖化対策関係***

◇温室効果ガス収支をマルチスケールで監視するための環境研究総合推進費プロジェクトの開始について（お知らせ）

＜国立環境研究所(NIES)　2021 年６月 21 日＞

http://www.nies.go.jp/whatsnew/2021/20210621/20210621_1.html

◇仏ルノー、30 年に９割 EV 化　欧州で、目標から HV 除く

＜共同通信　2021 年６月 30 日＞　https://nordot.app/782971617537015808?c=39546741839462401

****

[8] ***環境安全関係***

◇「太陽電池発電所に係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン」の公表について

＜環境省　2021 年７月１日＞　https://www.env.go.jp/press/109746.html

事業特性・地域特性に応じた、メリハリのある環境影響評価を一層推進するため、造成地やゴルフ場跡地等の既に開発済み土地に関して、環境影響評価の項目の合理的な選定の考え方を示した「太陽電池発電所に係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン」を公表しました。

１．背景・経緯

様々な土地への設置が可能な太陽電池発電所について、事業特性・地域特性に応じた合理的な環境影響評価を一層推進するため、「太陽電池発電所に係る環境影響評価の合理化に関する検討会」による検討及びパブリックコメントを経て、今般「太陽電池発電所に係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン」を取りまとめました。

本ガイドラインでは、既に開発済みの土地（ゴルフ場跡地等）に太陽電池発電所を設置する場合の環境影響評価について、評価を行う項目の合理的な選定の考え方を示しています。

２．「太陽電池発電所に係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン」の構成

第１章 総論

１．　ガイドラインの背景

２．　本ガイドラインの目的、対象、合理化の範囲

第２章 太陽電池発電所の環境影響評価の合理化検討

１．　太陽電池発電所に係る環境影響評価

２．　開発済みの土地への太陽電池発電所の設置に係る環境影響評価の合理化

（１）　造成地（工場跡地等）

（２）　ゴルフ場跡地

「太陽電池発電所に係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン」は、以下のURLにて公表しております。

環境影響評価情報支援ネットワークURL：

http://assess.env.go.jp/3_shiryou/3-1_government/govreport.html?category_1=01&category_2=01,02,03,07

◇（仮称）ウィンドファーム野辺地に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について

＜環境省　2021 年 7 月 1 日＞　https://www.env.go.jp/press/109739.html

****

[9] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇板ガラス産業の事業適応の実施に関する実施指針(案)、セメント産業の事業適応の実施に関する実施指針(案)、バイオ産業の事業適応の実施に関する実施指針（案）、化学産業の事業適応の実施に関する実施指針（案）、金属産業の事業適応の実施に関する実施指針（案）、航空機産業の事業適応の実施に関する実施指針（案）、自動車産業の事業適応の実施に関する実施指針（案）、紙・パルプ産業の事業適応の実施に関する実施指針（案）、石油精製業の事業適応の実施に関する実施指針（案）、半導体産業の事業適応の実施に関する実施指針（案）に対する意見公募要領

＜経済産業省　2021 年 6 月 22 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595121061&Mode=0

◇国際標準化活動をリードする役職者の育成支援のため OJT 受講者を募集します！

＜経済産業省　2021 年 6 月 30 日＞

https://www.meti.go.jp/press/2021/06/20210630006/20210630006.html?from=mj

---

[公募結果、意見募集結果]

◇「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（案）」（農薬等（ジクロロイソシアヌル酸等 4 品目）の残留基準の設定又は改正）に関する御意見の募集について寄せられた御意見について

＜厚生労働省　2021 年 6 月 25 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495200502&Mode=1

◇「太陽電池発電所に係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン（案）」に対する意見の募集（パブリックコメント）の結果について

＜環境省　2021 年 7 月 1 日＞　https://www.env.go.jp/press/109745.html

[調査結果]

◇「令和 2 年度大学生のキャッシュレス決済に関する調査・分析 報告書」を公表しました

＜消費者庁　2021 年 6 月 30 日＞　https://www.caa.go.jp/policies/future/icprc/

概要版

https://www.caa.go.jp/policies/future/icprc/assets/future_caa_cms201_210630_01.pdf

全体版

https://www.caa.go.jp/policies/future/icprc/assets/future_caa_cms201_210630_02.pdf

リサーチ・ディスカッション・ペーパー(Research Discussion Paper)

大学生のキャッシュレス決済に関する計量分析

概要版

https://www.caa.go.jp/policies/future/icprc/assets/cms_future201_210414_01.pdf

****

[10] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・食品安全委員会（第 824 回）の開催について　　7 月 6 日

＜内閣府　2021 年７月１日＞　http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/annai/annai824.html
（１）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
・食品衛生法第１３条第３項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質
アブシシン酸
・農薬６品目
アフィドピロペン
スルホキサフロル
テトラニリプロール
フルアジナム
フロラスラム
ペンチオピラド
（２）その他
・薬事・食品衛生審議会　医療機器・再生医療等製品安全対策部会（ペーパーレス）を開催します　７月１４日
＜厚生労働省　2021 年６月 30 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=A_h4Kk0QeRkEw0SRY
＜報告事項＞
議題１．医療機器・再生医療等製品の市販後安全対策について
議題２．医療機器・再生医療等製品の不具合等報告について
議題３．医療機器・再生医療等製品の感染症定期報告について
議題４．医療機器・再生医療等製品の回収報告について
議題５．その他
・アジア太平洋気候ウィーク 2021 のテーマ別セッションの開催及び一般参加者の募集について　　７月６～９日
＜環境省　2021 年７月１日＞　https://www.env.go.jp/press/109726.html
・令和３年度再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会（第１回）の開催について　　７月 15 日
＜環境省　2021 年７月１日＞　https://www.env.go.jp/press/109747.html
・「ジャパン・ヘルスケアベンチャー・サミット 2021」を開催します　　10 月 13～15 日
＜厚生労働省　2021 年６月 30 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0yio-p3AqcnUEAxBY
対象：
（１）医薬品、医療機器、再生医療等製品の実用化を目指すベンチャー企業
（２）創薬技術等のプラットフォームを扱うベンチャー企業
（３）医薬品等のシーズを有する大学等の研究機関
（４）医療系ベンチャー向けの支援プログラムを実施又は実施予定の医薬品、医療機器、再生医療等製品の製造販売業者、ベンチャーキャピタル、金融機関 等
・令和３年度再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会（第１回）を開催します　　７月 15 日
＜経済産業省　2021 年７月１日＞
https://www.meti.go.jp/press/2021/07/20210701001/20210701001.html?from=mj
・商船系大学における海事人材育成に関する懇談会（第１回）配布資料　　７月２日
＜文部科学省　2021 年６月 30 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af4Cac2DvMiM3EbL

[開催記録、報告、資料等]
・自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの推進に向けた検討会　　６月 23 日
＜厚生労働省　2021 年６月 30 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=9wyM3rnkje3wNC5lY
（１）「自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの推進に向けた検討会」報告書（案）について
（２）その他

****

[11] *その他*

・大学の都心回帰、地方も？　広島大法学部 28 年ぶり移転

＜朝日新聞　2021 年 6 月 30 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP6Y6T4WP6TPITB012.html

広島大学は 29 日、広島県東広島市の東広島キャンパスにある法学部を、2023 年度から広島市中区の東千田キャンパスに移すと発表した。28 年ぶりの「都心回帰」となる。

東千田キャンパスに 6 階建ての新校舎を建設し、学生数約 600 人の法学部と、大学院人間社会科学研究科の一部のコースを移す。同キャンパスには現在、法科大学院や法学部の夜間主コースなどがあり、移転によって学部と大学院のつながりを強め、法曹養成の核とする。23 年 4 月の授業開始をめざす。

・「実現困難」の提言案を了承　共通テストの記述式・英語検定

＜共同通信　2021 年 6 月 30 日＞　https://nordot.app/782881370329677824?c=39546741839462401

大学入試の在り方を検討する文部科学省の有識者会議は 30 日、2025 年 1 月以降の大学入学共通テストにおける英語民間検定試験と記述式問題の導入は、公平性や採点の正確性への懸念から実現は困難だとする提言案を大筋で了承した。文科省には受験生の混乱を招いた経緯の反省を求めた。同省は提言に基づき、今夏に導入断念を正式決定する。

文科省は民間検定と記述式を入試改革の柱と位置付けて21年1月に初めて実施した共通テストで導入する予定だったが、受験生らの反発を受けて 19 年 11～12 月にいずれも見送っていた。有識者会議は、各大学の個別入試での活用を促すとの意見で一致した。

****

[付録]

◇新たな“もうけ話トラブル”に注意－オンラインサロンで稼ぐ！？－

＜国民生活センター　2021 年 7 月 1 日＞　http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210701_1.html

全国の消費生活センター等には、以前から「スマホで簡単にもうかる」「不労所得で豊かに生活ができる」とお金もうけのノウハウを伝える等と勧誘され、情報商材（注1）やノウハウを教わるサポートの契約をしてトラブルになったという相談が寄せられています。最近では、近年利用者が増えている「オンラインサロン（注2）」を、ノウハウを伝えるツールまたはサロン自体をもうける手段として利用している手口がみられます。

そこで、本資料ではオンラインサロンを使ったもうけ話に関する相談事例や問題点を紹介するとともに、トラブルの防止のために、消費者への注意喚起を行います。

（注1）インターネットの通信販売等で、副業や投資等で高額収入を得るためのノウハウ等と称して販売されている情報のこと。

（注2）オンラインサロンとは、インターネット上の会員制コミュニティを指す。オンラインサロンには、いわゆるプラットフォーム事業者のサービスを利用したサロン（プラットフォーム型サロン）と主宰者が独自にSNS上のツールを利用してサロン（独自型サロン）を開設しているケースがある。（参考：消費者庁　第41回インターネット消費者取引連絡会（2021年5月31日）三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社発表資料「オンラインサロンの動向整理」）ここでは、トラブルが多く発生している独自型サロンについて取り上げる。

相談事例

SNSでDMが届き、情報商材の内容をオンラインサロンで勉強できると勧誘された

SNSで「稼ぎ方を教えます」とDM（ダイレクトメッセージ）が届き、無料通話アプリで相手に連絡した。そこで「ブログでアフィリエイト収入が得られる」「ビジネススキルを情報商材で提供するのでオンラインサロンで勉強できる」等と勧められ、約30万円でオンラインサロンへ入会することにした。契約書はウェブ会議のやり取りで作成して交付された。実際にブログを始めたが、「オンラインサロンの人が○万円稼げました」などと偽りの発信を指示されるようになり、また、内容も稼げるものではないことがわかった。解約して返金してほしい。

その他、以下のような相談も寄せられています。

オンラインサロンを人に紹介すると報酬がもらえると言われた

オンラインサロン経営のセミナーで、さらに高額なセミナーの勧誘を受けた

オンラインサロン経営の副業を契約したが、書面を交付されなかった
オンラインサロンを解約したいが、住所や電話番号等がわからない
相談事例からみる問題点
SNSや友人等からもうけ話の勧誘を受けて入会するが、中身が聞いていた話と違う
オンラインサロン自体が稼ぐ手段として使われている
事前に契約条件、契約内容を確認できない
消費者へのアドバイス
インターネット上や友人・知人から勧誘される“もうけ話”はまず疑ってみましょう
人に紹介するよう言われた等、話が違うと思ったら、きっぱりと契約を断りましょう
契約前に契約条件、契約内容を確認しましょう。トラブルに備えてSNS等のやり取りの記録は消さずに残しましょう
不安に思った場合やトラブルになった場合は消費生活センター等に相談しましょう
＊消費者ホットライン「188（いやや！）」番
最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。
********** 以上 **********